

令和8年度 税制改正に関する意見

令和7年9月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

会長 今井 正

令和8年度 税制改正に関する意見

我が国経済は、デフレ脱却に向けた兆しがみられるものの、世界経済は、中国経済の状況、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化等に加え、米国の関税政策による影響に直面しており、その先行きについては不確実性が増々高まっている。我が国経済の持続的な成長を確たるものとするためにも、国際環境下で競争する我が国企業の研究開発、設備投資及び生産・販売活動等を強力に支援する措置が引き続き必要である。このような観点から、令和8年度税制改正では以下の項目を要望する。

なお、グローバルな競争が続く中、国際的イコールフットイングの重要性が増しており、我が国企業の実質的な税負担の適正化にも取り組む必要がある。具体的には、法人実効税率について競争企業の成長著しい近隣アジア諸国や OECD 主要国の水準を踏まえつつ、国際的な最低税率の合意レベルも勘案し、25%程度へ着実に引下げるとともに、税込中立の制約の下で拡大された課税ベースについても本来あるべき姿に戻すべきである。

《重点要望項目》

◎国内投資を広範に後押しする大胆な設備投資促進税制の創設

政府は、国内経済で回り始めた賃上げと投資の循環の動きをより強固なものとし、中長期的な経済成長を実現するため、2040年度に官民国内投資を200兆円とする目標を掲げ、投資立国の実現を目指している。一方、米国・ドイツをはじめとする各国は自国に投資を呼び込むため、税制を含めた積極的な国内投資促進策を推進している。

日本においても、他国に劣後しないよう、立地競争力や企業の国際競争力の維持・向上、GX推進といった広範な経営課題に日本全体として対応すべく、企業の国内投資を積極的に後押しするため、業種や設備の範囲を限定しない、簡素な手続きによる大胆な設備投資促進税制の創設が強く望まれる。

◎「GX 2040 ビジョン」に基づく税制を含む諸制度による成長戦略の着実な推進

本年2月に閣議決定されたGX2040ビジョンでは、「本ビジョンを基に、既に始動しているGXの取組を2040年に向けて大きく飛躍させるための政策を具体化する。」とされ、同ビジョンの柱の一つであるGX産業構造においては、「GX分野での投資を通じて、①革新技術をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②日本の強みである素材から製品に至るフルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造を目指す。」とされている。

こうした明確な国策の方向性に基づき、日本鉄鋼業は、グリーンイノベーション基金による研究開発支援の下、鉄鋼プロセスの脱炭素化に向けた革新的技術開発を推進するとともに、分野別投資戦略に基づく設備投資支援の仕組みも活用しながら、脱炭素化プロジェクトを遂行する途上にある。

CO₂排出削減が困難な産業(Hard to abate 産業)である鉄鋼業の脱炭素化には、長い移行期間を要するとともに、現行の生産効率が極めて高く経済性にも優れた製造プロセスを抜本的に転換するためには巨額なCAPEX、OPEXも発生する。脱炭素化を持続的に進め、サプライチェーン全体を通じたGXへの行動変容等を通じて我が国の成長と雇用の創出に繋げるためには、Hard to abate 産業の脱炭素化にかかる投資予見性を確実にすることが不可欠である。

このためには、政府による GX 製品市場の初期需要の創出に続き、確実に市場拡大するための規制的措置等を含めた時間軸を伴う施策の展開と、我が国産業の国際競争力を強化する視点での成長志向型カーボンプライシングの実行に加え、GX による成長を一層加速するための税制措置の拡充が必要である。

具体的には、令和 6 年度税制改正で創設された戦略分野国内生産促進税制は、グリーンスチール生産・販売開始後においても上昇するオペレーションコスト(OPEX)に対する長期的な支援策として不可欠であるが、その実効性の観点から、適用期間、控除上限や対象範囲の拡大、グループ通算制度の適用などについて、遡及的に更なる拡充が望まれる。

併せて、令和 7 年度で認定期限を迎えるカーボンニュートラル投資促進税制についても、投資額(CAPEX)を支援する対象を拡大する観点から、炭素生産性要件の緩和や投資上限の引上げを行うべきである。

また、我が国のカーボンニュートラル実現に向け、企業の GX 投資を強力に後押しする観点から、OPEX を支援する戦略分野国内生産促進税制と CAPEX を支援するカーボンニュートラル投資促進税制については、その適用について相互に排除せず、併用可能とすべきである。

◎石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化

鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

現状では、原料炭免税の適用期限について、「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

◎カーボンニュートラルに資する研究を含む研究開発促進税制の拡充

カーボンニュートラルの実現のためには、今までとは次元が全く異なる、非連続的で革新的な技術が必要である。そのため、鉄鋼各社は、製鉄プロセスの抜本的な脱炭素化に向け、水素還元製鉄法を含む様々な研究開発を進め、実装技術の確立に向けた取り組みを加速している。世界の鉄鋼メーカーとの技術開発競争が益々激化する中、脱炭素技術開発分野において日本が世界のトップランナーを維持し、世界に先駆けて脱炭素化を実現し、国際市場における先駆的な地位を確立するためには、このような企業努力を後押しするような研究開発促進税制の一層の拡充が重要となっている。

令和 5 年度および 6 年度税制改正では、一般型について、増加インセンティブ強化等の観点から、税額控除率等の見直しが行われたが、長期的に行われるカーボンニュートラルに関する研究開発をより強力にサポートする観点から、平成 27 年度税制改正において廃止された税額控除限度超過額に係る繰越制度を復活させるとともに、税額控除率や同上限について国際的に劣後しないよう、これらの水準については引き続き検討する必要がある。

さらに、カーボンニュートラル対応の重要性・困難性に鑑みると、少なくとも、カーボンニュートラルを重点分野として位置づけ、広く、カーボンニュートラルに資する研究開発に対する支援措置を即時かつ長期に渡る措置として拡充すべきである。

◎ カーボンニュートラルに資する設備を含む償却資産に対する固定資産税の廃止

償却資産を課税客体とする税制は、一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的で、我が国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっており、カーボンニュートラル実現等に向けた企業の設備投資意欲にも逆行するものである。現在、一部の設備に対して限定的な軽減措置が導入されているものの、我が国の産業全体の脱炭素化進展への寄与や、国際的なコスト競争力の観点からは不十分と言わざるを得ない。

そもそも、償却資産に対する固定資産税は、設備から生み出される所得に課される税との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、地方財政に占める社会保障関係の割合が高まる中で受益と負担のアンバランスな関係の問題等、多くの課題を内包していることから、廃止すべきである。しかしながら、地方税財政を取り巻く状況から、すぐには、その実現が困難な場合は、まずは、評価額の最低限度額 5%について、国税における減価償却制度の取扱いに合わせて廃止すべきである。

ただし、少なくとも、カーボンニュートラル対応の重要性・困難性に鑑み、これらに関連し新規に取得した償却資産に係る固定資産税については、即時に免税とすべきである。

◎ 国際課税ルールに対する国際的な協調体制での取り組みと、実務負担に配慮した国内法制の整備・見直し

国際的な租税回避(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転)を防止する観点から、OECD 等において新たな国際課税制度が検討され、約 140 ヶ国が参加している BEPS 包摂的枠組会合の場を通じ、国際的な協調体制の下で、その取り組みが進められてきた。

最近では、デジタル経済の広がりに対応した新しい課税ルールの国際合意がなされ、日本においても、令和 5 年度税制改正以降、国際最低法人税率(グローバル・ミニマム課税:Pillar2)に係る国内法制化が行われている。しかし、足元では、米国が、国際ルールと距離を置き、報復措置案を表明する等の動きがある。報復措置を撤回させるために出されたG7声明を踏まえ、現在、「共存」に向けた取り組みが進められているが、企業活動の妨げとならないよう、引き続き、国際的な協調体制の下で推進していく必要がある。

一方、国内法制においても、グローバル・ミニマム課税と重複感のある外国子会社合算税制(CFC (Controlled Foreign Company)税制、タックスヘイブン対策税制)については、目的外の増税や二重課税とならないよう、また、制度の重複や複雑化を回避し、我が国納税者にとって過度な事務負担とならないような見直しが必要である。

こうした状況を踏まえ、以下を要望する。

- ・ CFC 税制については、適用免除税率の引下げ(現行の 20%以上から 15%以上)やグローバル・ミニマム課税で用いられる情報及び計算結果の利活用を認める等、所要の見直しを行うべきである。
- ・ 外国税額控除制度については、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長(現行 3 年→10 年)や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の適正化を図るべきである。
- ・ 移転価格税制の対象となる国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、現行 50%以上の資本関係から 50%超の資本関係へと見直すべきである。

《その他の要望項目》

○非住宅用地に対する固定資産税負担の適正化

我が国企業にとって土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、我が国の立地競争力を低下させている。土地に係る固定資産税については、バブル崩壊後、地価が下落する商業地等の税負担の適正化を図る観点から、負担調整措置における負担水準(前年度の課税標準額／今年度の評価額)の上限の引下げ等が図られてきたが、当該上限引下げについては平成14年度を最後(上限70%)に行われていない。また、平成16年度税制改正で導入された、地方自治体が条例により負担水準を60%まで引下げることができる条例減額制度は、減収財源が担保されていないこと等から、実施自治体はごくわずかにとどまっており、ほとんど機能していない。

現下の地価動向をみると、地域や地目等による爬行性があるものの、デフレからの脱却が徐々に進むなか、都市部商業地を中心に上昇が続いており、負担水準についても据置措置ゾーン(60%～70%)を下回り、固定資産税負担が増加傾向にあることから、あらためて、固定資産税負担の適正化が求められる状況にある。

上記の状況を踏まえ、国内回帰が進みつつある我が国企業の競争力を確保し、国内立地を更に促進するために税負担の適正化を図る観点から、条例減額制度での限定的な対応でなく、地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を60%へ速やかに引下げるべきである。

○原料確保に資する海外投資等損失準備金制度の拡充・延長

我が国鉄鋼業は、主要原料である鉄鉱石や原料炭を海外からの輸入に全面的に依存しており、安定的に鉄鋼生産を継続し供給責任を果たすためには、調達を強化し、将来にわたって安定的な原料輸入を確保することが必要不可欠である。ところが、海外原料市場は産出国の偏在性に加え、貿易摩擦を機に、中国の輸出管理強化に伴う需給のひっ迫や急激な価格変動、国際的な資源獲得競争の激化等により、極めて不安定な状態にあり、重要鉱物の安定供給の確保が課題となっている。

カーボンニュートラルの推進における原料需給の変動も踏まえ、資源の安定的な確保を図るため、高いリスクを伴う海外の資源探鉱・開発活動を促進する本制度について拡充・延長すべきである。

○特定事業用資産の買換えの課税の特例(3号買換え)の拡充・延長

長期に所有する土地等から別の土地等への買換え特例(3号買換え)は資産の有効活用を図るための制度であり、企業の事業再構築、戦略的投資に資する制度としてこれまで多くの企業で活用されてきた。一方で、制度の対象範囲は、土地や建物の買換を前提とした大規模な事業変革のみに対象が限定されたことで、活用事例も減少傾向にある。

事業環境の変化に対応し、国内において事業を継続する上で、スクラップ・アンド・ビルドは一定の間隔で繰り返されるものであり、大企業、中小企業を問わず広範に利用されている本買換え制度については、今後の国内製造業の生き残りをかけた変革の必要性に鑑み、あらためて、対象範囲等を元に戻すなどした上で延長すべきである。

○退職給付に係る税制の整備

働き方やライフコースの多様化に合わせ、雇用形態や給付の種類に対し中立的な所得税制のあり方について議論が進められている中、退職給付に係る税制については、雇用や退職給付の在り方だ

けでなく、長期雇用による熟練工の養成等を前提とした製造業においては、企業による人材活用や雇
用者の人生設計等にも大きく影響を与えるため、より慎重に検討する必要がある。

また、少子高齢化が急速に進行し、社会保障負担が財政に与える影響が大きくなる中、公的年金
制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年
金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面で
の以下の措置が必要である。

➤ 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に対する特別法人税は、平成 11 年度より適用が停止され、その後も適用停
止措置が繰り返し延長され、今日に至っている。

企業年金は本税の適用停止を前提に運営されているのが現状であり、仮に停止が解除されれば、
企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれる。拠出時及び
運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正
な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

➤ 確定拠出型年金の拠出限度額の撤廃

確定拠出型年金の個人型については、拠出限度額および加入可能範囲の拡大といった制度改
善が順次図られ、令和 7 年度税制改正において拠出限度額の引上げが行われたが、制度の中立
性・公平性の確保や制度の更なる普及の観点から、企業型において、確定給付型年金にはない非
課税拠出限度額を撤廃すべきである。

- ・ 行政手続のデジタル化推進等を背景とした登録免許税および印紙税の抜本的見直し
- ・ 土地の売買に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ・ 合同会社に対する構成員課税(パススルー課税)制度の導入

以上